

自転車点検整備業務

貸出自転車の安全性および快適性を確保するため、以下のとおり定期点検および修理業務を実施する。

1. 点検対象

代々木公園サイクリングセンターが保有する貸出自転車。【別紙 **参照】

2. 点検種別および整備内容

(1) 日常的点検整備

No.	項 目	内 容
1	ブレーキ作動確認	・左右レバーの作動、引き代の適正確認 ・車輪が手で押しても回転しないことを確認
2	タイヤ	・空気圧
3	ハンドル	・左右、上下のガタつき確認
4	サドル	・固定状態、適正な高さ
5	チェーン等	・潤滑状況、サビ、摩耗、緩み
6	スタンド・泥よけ・積載装置	・緩み、がたつき確認
7	警音器(ベル)	・正常に鳴動すること
8	特殊部品(電動アシスト)	・バッテリー固定

(2) 定期的点検整備(3 か月毎に実施)

No.	点 検 内 容
1	構造、構成(部品の欠落等)
2	危険な突出部、先鋭部等の有無
3	車輪の振れ、スポークの張力
4	前輪の固定状態、ハンドル・サドルの限界標識の確認
5	ハンドル、サドル、ブレーキレバーの固定状態
6	各部のゆるみ、がたつき、チェーン・ワイヤ等の作動状態
7	ブレーキの性能(制動力、摩耗)
8	タイヤ・補助輪の摩耗、空気圧、破損等の状態
9	リフレクター、前照灯、尾灯、警音器の取り付け状態、機能
10	フレーム、前ホーク、ハンドル、チェーン、ギア等の変形、錆び、亀裂
11	ペダルが正常にふめる状態か、走行中の異音の有無
12	泥除けの曲がりや外れ
13	前輪・後輪のハブナットのゆるみ
14	その他、安全性確保に必要な点検事項

※点検で不具合を発見した場合は整備・部品交換を実施すること。

※修理に使用する部品は、JIS 規格品等、安全性が確認されたものを使用すること。

(3) 臨時点検整備

転倒・事故・異音発生の際は、定期的点検に関わらず、点検整備をおこなう事。

3. 報告

各車両ごとに点検結果を記録し、点検日、作業者、異常の有無、整備内容および交換部品を併せて記載した上で、月次または指定のタイミングで取りまとめて報告すること。

以 上